

官報

号外

平成二十一年三月三十一日

○ 第百七十四回 参議院会議録第十三号

平成二十一年三月三十一日(水曜日)

午後一時一分開議

○ 議事日程 第十三号

平成二十一年三月三十一日

午後一時開議

○ 議事日程

平成二十一年三月三十一日

午後一時開議

第一 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

第二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、環境影響評価法の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

平成二十一年三月三十一日 参議院会議録第十三号 業事日程追加の件 環境影響評価法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

説明申し上げます。

平成十一年六月の本法の完全施行以降、環境影響評価の適用実績は着実に積み重ねられてきている一方、法の施行から十年が経過する中で、法の施行を通して明らかになった課題等を踏まえ、更なる取組の充実が必要となつております。

具体的には、今日の環境政策の課題は一層多様化、複雑化しており、平成二十年六月に公布された生物多様性基本法、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進等の状況の変化を踏まえ、環境影響評価が果たすべき機能や評価技術をめぐる状況の変化への対応が求められております。

これに関しては、法附則第七条において、政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとされており、また、平成十八年四月に閣議決定した第三次環境基本計画においても、法の施行の状況について検討を加え、法の見直しを含め必要な措置を講ずることとされているところでございます。

こうした状況を踏まえ、法の施行後の状況の変化及び法の施行を通じて明らかになつた課題等に対応するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、対象事業の範囲の拡大についてであります。

法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加しております。

第二に、事業計画の立案段階における環境保全のため配慮すべき事項についての検討手続の新設についてであります。

第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境

境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならぬこととしております。

第三に、環境影響評価書に記載された環境保全措置等に係る公表手続の新設についてであります。事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者の送付を行わなければならないこととしております。環境大臣は許認可等権者に意見を述べることができることとし、許認可等権者は事業者に対する意見を述べることができます。環境大臣は許認可等権者に意見を述べることととしております。

その他の改正事項として、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等所要の措置を講ずることとしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。

○ 議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。広中和歌子君。
(拍手)
〔広中和歌子君登壇、拍手〕

○ 広中和歌子君 民主党・新緑風会・国民新・日本本の広中和歌子でございます。会派を代表して、環境影響評価法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今年の十月には、生物多様性条約COP10が名古屋で開催されます。多くの日本国民は、生物多様性と言われてもびんとこないのではないかと思います。この会議における主要テーマ、達成すべき目標、そして国民の理解を深める方法について、環境大臣に伺います。

二〇〇四年にノーベル平和賞を受賞したワングリ・マータイさんは、もつたいないという言葉を知り、世界に広めた方ですが、先般の来日で京都の知恩院法主から、法然上人の言葉として「ともいき」という言葉を学んだと。ともいきとは、す

一

なわち今様には共生ですが、日本の文化には古くから自然と共生する哲学があつたということです。是れ日本政府にも今回の名古屋のCOP10でともいきの哲学を世界に広めていただきたいとお願いいたします。

さて、本題に入ります。

一九九九年に施行された環境影響評価法以来、初めての抜本改正となります。今回の改正で戦略的環境アセスメントの手続が新設導入され、事業の検討段階において環境影響評価が実施されることになったことは一步前進であると評価いたしました。

しかしながら、今回の改正によるアセスは、事業の促進や規模の計画段階でのアセスであり、事業の実施を前提としております。事業そのものの必要性を環境面だけでなく社会・経済面での便益など総合的に判断し、事業の中止も選択肢に含めたものではございません。もしそうであれば、多くのダム事業、湾の埋立てなどアセスの検討の対象になるはずです。コンクリートから人へを掲げる新政権として、国の総合計画として政策段階や計画段階で環境影響評価を導入すべきだと思いますが、政府のお考えを伺います。

現行のアセス法は、道路・飛行場・発電所など十三種の事業が対象で、規模に応じて必ず評価する第一種事業と個別に判断する規模の小さい第二種事業とに分類されます。今回の改正案では、戦略アセスの必要なものは第一種事業に限つています。事業規模が小さくても環境アセスが必要なものもございます。事業を細分化し、第一種から第二種に分類することでアセスを逃れる可能性もあります。この点について、環境大臣の御所見を伺います。

さらに、日本では、九九年の法施行以来、法律上の環境アセスを行つた事業が十年間でたつたの百七十九件。米国では、連邦政府のアセスは年間三万から五万件です。二〇〇三年にアセスを導入をした中国でも年間三万件の実施だそうです。時

間や費用を掛けず、負担の小さい簡易アセスを実施した上で、問題のあるものには詳細なアセスをし、より多くの事業にアセスの網をかぶせることが大切だと思いますが、その点について伺います。

一九九七年六月に環境影響評価法が成立されて以来、環境への悪影響を回避、低減、代償とすることの重要性が示されました。しかし、自然環境は、開発事業が実施されるごとに失われていきます。米国やドイツでは、ノース・ネット・ロスといつて、回避、低減をしてもどうしても残る生物多様性の損失分を他の場所で生物多様性回復活動を行うことで埋め合わせ、全体として損失がないようになる取組が行われていると聞きます。日本では、回避、低減、代償を検討することの重要性は、環境影響評価法の基本的な事項として告示はされましたが、努力目標に終わっています。

生物多様性の減少という流れを止め、現状以上に豊かなものになつていくためには、日本でも今後開発に当たつてノース・ネット・ロスを原則としていく必要があると考えます。環境省として各国の実施状況をどの程度把握されているか、また、日本でも導入を検討すべきだと考えますが、環境大臣の御所見を伺います。

（拍手）

〔國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手〕
〔國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手〕

な価値付けをし、アセスを行う際の評価基準としていくことが求められていると思いますが、環境大臣のお考えを伺い、私の質問を終わります。

（拍手）

〔國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手〕

例えば、環境省では、日本の主要なサンゴ礁地域による観光レクリエーション分野での経済的価値を二千四百億円以上と試算をしております。しかししながら、生態系サービスの経済的な評価については、国際的な研究が開始されたばかりであり、このような取組を踏まえつつ、環境影響評価制度への適用の可能性についても今後検討してまいりたいと思っております。

○議長(江田五月君) 有村治子君

○有村治子君 私は、自由民主党

平成十一年に現行法が施行され、十年がたちました。この間、環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは着実に前進し、住民・事業者・行政各方面において環境への影響に配慮する意識は確立してきましたと考えます。時代の要請に応じようとする今回の法改正によって、住民参加の機会が増え、事業者の負担を適切なものにし、より良い環境が残ることによって国民の安心が図られるという法の目的を達成していかなければなりません。このための建設的な議論であれば、民主党もこれを歓迎いたします。

天然資源の乏しい日本にとって、安定的にエネルギーを供給する体制を整えるエネルギー安全保障、また地球温暖化対策の視点からも、政府として推進を明言されている原子力発電所の新規建設に、戦略的環境アセスは大きな影響力をを持ちます。

従来の環境アセスにおいても、私が把握している民間事業者の事例では、方法書百三十四ページ、準備書は千百十八ページ、評価書は更に千百七十三ページ、合わせて二千四百二十五ページという莫大な書類作成に実に四年の歳月が掛かっていったプロジェクトが見受けられました。今回のアセスでは、加えて事業計画段階での環境予測の実施が求められることになり、屋上屋を架す手続だととの批判も一部では聞かれます。では、あと何千ページ加えればよいのだろうとの悲鳴にも似た戸惑いも聞こえてきます。従来の環境アセスに加え、計画段階でのアセスメントを更に追加することによって、環境に与える影響はどのくらい低減できるものなのでしょうか。御所見を伺います。

具体的な事例で考えます。例えば、原子力発電所などの場合に、本案が求めるように、A案、B案、C案と都道府県の異なる複数の候補予定地を公表した上で環境影響を検討することが本当に可能でしょうか。計画を発表した瞬間から、候補地周辺の投機的的土地買収や反対運動、社会的混乱が起こるリスクがあります。用地の複数案提示が無理なら、せめて発電所施設の規模や配置などについて複数案提示せよというのであれば、戦略的環境アセスメントの意図する効果は限定的になります。これでは、事業者の時間的、経済的、技術的負担を増した割には、ねらったほどの環境保護効果が出てこないというジレンマが起きます。環境大臣は、この点の整合性をどのように図つていただけるのでしょうか。原子力発電所を含め、電気事業を所管される経済産業大臣の御所見も伺いま

す。

政府は、国民生活の安定のために、エネルギー安全保障を固めていかなければならぬ責務を負います。地球温暖化対策を進め、環境を守つていなくて同時に、強力に推進していかなければならぬのがエネルギーセキュリティーに対する国民的な理解の促進です。エネルギー自給率が4%と極めて低い日本にあって、自給率を高めていくため

の関係者の合意形成が長きにわたって成し得ず、意思決定がなされない結果としてエネルギー供給が不安定になり、国民の雇用と富をつくっていくべき国際競争力が下がる一方で、このままでは困ります。経済産業大臣には、エネルギーセキュリティーの国民的理 解を進めるために具体的にどんな策を展開されるのか、お考えを伺います。

生産者、消費者、産業界、労働界、NGO団体など、国民各層の声を聞く手段として、近年パブリックコメントが多用されます。そこで、政府や省庁が実施するパブリックコメントが民意を受け止める場としてどれだけ機能しているかについて伺います。

近年、インターネットなどで寄せられる意見は、定型ひな形の文章が組織的な動員によって一斉に送信される動向が見られます。理論的には、たつた一人の発信者からでも一千通の意見を政府に提出することが可能である現在、賛成、反対、慎重等を表明する意見数は実際に発信している人の数と合致しない場合もあります。

先日閣議決定された地球温暖化対策基本法案のパブリックコメントにおいても、法案が規定する施策に反対又は慎重な意見が多数を占めていたと報告を受けていますが、では、これらの国民の贊否の声や意見の数が本当に法案内容に反映されているのか、されなかつたのか、どういう対応をしていたのかは明確にされません。パブリックコメントをどのように解釈し、寄せられた意見から何を読み取り、どう意見者や国民にフィードバックしていくのでしょうか。環境大臣、お答えください。

次に、高速道路の環境アセスメントについて伺います。

民主党政権下いりの政策、高速道路無料化の前段階として、今年六月から全国の三十七路線で無料化の社会実験が始まります。環境団体等が繰り返し指摘されるように、これは鳩山総理自らが掲げた温室効果ガス二五%削減に逆行する政策であります。

す。交通量の増大に伴つて、既に、二酸化炭素や有害物質排出量の増大、騒音、振動の問題など、環境への影響が懸念されています。

既存の公共施設の場合は今回新たに導入される戦略的環境アセスの範疇に入らないということですが、さりとて、建ててしまつた施設であれば環境負荷が幾ら多くとも何をやつてもいいという話にはならないはずです。既存の公共交通施設についても時々の政権が強い政策誘導を行うのであれば、その環境影響を十分に調査し、検討する必要があると考えます。

国土交通省は、高速道路無料化に伴う交通量の予測のみならず、今後、環境アセスメントを行ない、それを政策に反映する意思があるのかどうか、また、環境調査をするのであれば、その期間、規模、内容についても国土交通大臣に御説明を願います。

次に、環境行政の推進においても大きな課題となる普天間基地移設問題における環境アセスメントについて伺います。

鳩山首相は、今年五月末までに普天間基地の移転先を決着させると明言されています。これによつて、四年の歳月を掛け進めてきた辺野古周辺の環境アセスは、現在、中断せざるを得ない状況にあります。そして、移転先を新たに検討する場合にはアセスメントのやり直しが必要です。移転先が確定した場合、環境アセスメントのやり直しに要する期間はどのくらいと見込んでおられるのでしょうか。

また、本法案は公布後二年で施行されますが、その後に基地の新設が計画される場合は戦略的環境アセスメントを適用されるのか、それとも、事实上環境アセスを免除することを規定した第五十二条三項を適用するおつもりなのか、その可能性の是非を含めてお答えください。

その際、小沢環境大臣は、自然環境への影響を最小限にとどめる側に立たれるのか、それとも、

政府の一員として、事業計画推進ありきで環境影響を過小に予測する、いわゆるアワスメントに徹するのでしょうか。環境大臣の立ち位置を伺います。

残念なことですが、実際のところ、環境への影響が全くない大規模公共事業などあり得ません。

この事実を直視した上で、努めて環境への負荷を少なくし、国民生活の利便性や安定向上のために戦略的にアセスメントを行い、その妥当性を吟味して環境保全と経済発展、エネルギーも含めた安全保障の確立を図るというのは極めて大切なことです。相反するかけがえのない複数の価値観を前にして、しかしそれでも意思決定を下し、進むべき方向を明示していくのが政治の宿命であり、内閣の責任であります。

環境大臣が好んで引用されるように、いのちを守りたいと二十四回も連発される鳩山政権であるならば、まずは一億二千七百万人の国民のいのちを守る安全保障政策がイの一番の政策にならなければ、これは欺瞞です。現政権には、日本の未来のために、環境の保全、エネルギーの安定供給も含めた安全保障の視点を是非とも補強していただきたいと切に念じて、自由民主党、私、有村の質問を完了いたします。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣小沢鉄仁君登壇、拍手〕

○國務大臣(小沢鉄仁君) 有村議員にお答え申し上げます。

まず、戦略的環境アセスメントの意義についての御質問がございました。現行の環境影響評価法は、早期段階で選定に住民参与や主務大臣等第三者者の参画がないことから、いわゆる環境影響の回避、低減等が不十分となると、そういう指摘がございました。

今回の改正によりまして、戦略的環境アセスメントの導入によって、より早い段階での環境面で

の検討を行うことにより、事業者がより柔軟な措置をとることが可能となり、環境影響の回避、事業の早期着手が図られるなど、これまでの問題点の解決につながるものと考えているところでございます。

計画段階配慮の効果についての御質問がございました。

どのくらい回避、低減できるものなのかと、こないう御質問でございましたが、数量的に申し上げるところではございません。しかし、今回新たに導入する計画段階配慮において、例えば事業敷地内に湿地や藻場が存在するような場合でも、施設の配置に関する複数案の評価を行うことにより、関係行政機関や一般から聴取した意見を反映することでこれらの貴重な生態系への悪影響を回避、低減する効果が期待できるなど、十分な効果が期待できるものと考えております。

原子力発電所を始めとするそういう施設に関しての複数案検討についての御質問がございました。

原子力発電所等の場合であっても、事業の立地箇所ではなくて施設の配置等に関する複数案の検討は十分可能だと思っております。検討の結果、配置のみが変更される場合であっても、当該箇所に固有の貴重な生態系への影響を回避、低減する効果等が考えられます。また、新設される計画段階配慮の手続に係る期間、コストについて、現行においても方法書を準備する以前から既存情報等を用いた調査を行っているため、大幅な事業者の負担の増加は見込まれないものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣赤松広隆君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤松広隆君) 有村議員の御質問にお答え申し上げます。

原子力発電所の戦略的環境アセスメントの効果と事業者負担の整合性についてのお尋ねでござりますけれども、原子力発電所については、立地地点や規模の複数案を検討することは議員御指摘のとおり困難と認識をしております。他方、施設の構造などは複数案を検討することが可能なものもあると考えております。

新設される計画段階配慮の手続により、こうした点について、より環境への影響が少ない案が選

きない有効な手段の一つでございます。このた

め、いただいた御意見等についてはできる限り吟味し、施策の立案、実施に生かすことにより適切な実施に努めてまいることとしております。

普天間飛行場代替施設についての御質問でございました。

普天間飛行場代替施設の候補地再選定については、どのような事業が行われるか決まっていない

時点において、やり直しに要する期間や法改正の適用については、コメントを申し上げることはできません。

なお、法案第五十二条第三項の規定については、災害発生後の対応等、社会的要請から事業に速やかに着手することが求められる場合があることから配慮書手続の適用除外の規定を設けたものでございます。具体的には何が対象になるかについては現段階では特に決めているところではございません。

さらに、普天間飛行場代替施設の環境影響評価に関する立ち位置についての御質問でございました。

環境大臣としては、制度の趣旨にのつとり最大級の環境配慮を求める立場を取つてまいりたいと

思っております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣前原誠司君登壇、拍手〕

○國務大臣(前原誠司君) 有村議員にお答えをいたします。

高速道路の無料化についてお尋ねがあります。

環境影響評価法の対象となる事業は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれ

がある事業であり、高速自動車国道については、その新設事業や改築事業であつて、車線数の増加

を伴う等とされておりまして、既存の高速道路の無料化は対象とはなつております。

しかしながら、高速道路の一部無料化につきま

しては、まずは六月より社会実験を行いますけれども、地域経済への影響、そして他の交通機関への影響と併せて渋滞や環境への影響を検証するこ

ととしております。期間につきましては、今年の六月から来年の三月末まで、今お示しをしている

路線について社会実験を行う予定でございます。

以上です。(拍手)

次に、エネルギーセキュリティへの国民的理解のための具体的な取組についてのお尋ねであります。

事業者の負担は著しく大きいということはない

と考えますが、事業者の負担に十分配慮し、制度の詳細を検討してまいりたい、このように考

えております。

次に、エネルギーセキュリティへの国民的理

解のための具体的な取組についてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、エネルギーに関する理解と関心を深めるための普及啓発活動は、国の重要な役割と認識をいたしております。具体的には、原子

力や再生可能エネルギーの導入についての広報や、エネルギー政策に関するパンフレットの作成、配付、子供たちへのエネルギー教育推進のための教職員向け研修会等を実施しておるところでございます。

力や再生可能エネルギーの導入についての広報や、エネルギー政策に関するパンフレットの作成、配付、子供たちへのエネルギー教育推進のための教職員向け研修会等を実施しておるところでございます。

御指摘のとおり、エネルギーに関する理解と関心を深めるための普及啓発活動は、国の重要な役割と認識をいたしております。具体的には、原子

力や再生可能エネルギーの導入についての広報や、エネルギー政策に関するパンフレットの作成、配付、子供たちへのエネルギー教育推進のための教職員向け研修会等を実施しておるところでございます。

御指摘のとおり、エネルギーに関する理解と関心を深めるための普及啓発活動は、国の重要な役割と認識をいたしております。具体的には、原子

力や再生可能エネルギーの導入についての広報や、エネルギー政策に関するパンフレットの作成、配付、子供たちへのエネルギー教育推進のための教職員向け研修会等を実施しておるところでございます。

○議長(江田五月君) 加藤修一君。

〔加藤修一君登壇、拍手〕

○加藤修一君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、環境大臣並びに関係大臣に質問いたします。

まず、法律案の質疑に入る前に、鳩山内閣の環境戦略の基本方針について確認しておきたいと思います。

持続可能な社会の実現に向けた政府の環境戦略は、平成十九年六月に二十一世紀環境立国戦略が閣議決定されております。鳩山内閣としては同戦略をどのように評価し、推進していく考え方、環境大臣の見解を伺います。

二十一世紀環境立国戦略でも示されているように、今日の環境戦略に求められているのは環境と経済の二人三脚であり、どちらを欠いても将来の社会発展がないということです。

昨年、韓国政府は低炭素グリーン成長基本法を成立させました。同法は、地球温暖化対策の推進とグリーン産業の育成を関係付け、これを経済発展の新たな牽引力起爆剤にすることを目指し、まさに国家挙げて国際競争力の強化を踏まえて戦略的に取り組むことになりました。我が国としても大いに参考にすべきものと考えますが、こうしたグリーンニューディールについて、改めて環境大臣の見解を伺います。

本法律案の提出理由として、今日の環境政策の課題は、層多様化し、複雑化しており、平成二十年六月に公布された生物多様性基本法、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進等の状況の変化を踏まえ、環境影響評価が果たすべき機能や評価技術をめぐる状況の変化への対応としております。私は、本来の環境アセス法は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三者を統合的に進め、乱開発なき持続可能な社会の実現に向けて大きな役割を果たすものと考えておりますが、環境大臣の見解を伺います。

ところで、鳩山内閣は、昨年、輝きのある日本へと題する新成長戦略を閣議決定しました。強み

を生かす成長分野として、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー・大国戦略の意義を酌み取れば、本法律案により、環境産業の一分野であるアセス産業の拡大、発展にもつなげるべきものであります。いかなる仕組みを導入しましたか、環境大臣の見解を伺います。

また、新成長戦略では、日本は環境大国というブランドを有していることを強調しております。本法律案が制定されたのは、一九九七年のことであり、これは当時のOECD加盟国二十九か国中一番最後であります。また、改正案の目玉の戦略的環境アセス法が固まつた段階で行う環境アセスメントは、事業計画が固まつた段階で行う環境的意思形成過程、すなわち戦略的な段階で行う環境アセスメントのことです。一般的に、ポリシー、プラン、プログラムの三つのPから構成され、環境配慮の柔軟な取組がしやすいとされております。既に、欧米など約三十か国で実施され、日本国内では、例えば埼玉県、東京都、広島県、京都市、千葉県が独自に導入しております。

本法律案においては、どのように三つのPを明確に立て分け、少なくとも計画及びプログラム段階で戦略的アセスとして導入しているのか、また政府が強調した環境大国というブランドにふさわしい内容としてどこがどのように改正されたのか、環境大臣の見解を伺います。

事前の環境アセスでは予測し得なかつた事態が生じた場合には事後アセスが必要であります。現行法では実施義務はなく、事業者の自主的判断に任されております。環境アセスの信頼性の充実は、今回導入される戦略アセスとともに、ダムや道路などの事後評価を行うことは公益性などの視点からも重要であります。事後アセスを義務付けることが必要と考えますが、国土交通大臣の見解を伺います。

本改正案によれば、環境大臣は方法書の段階などにおいて意見を付することができます。科学的知見や実効性の担保のためには、常設の環境影響審査会が必要であります。例えば、イギリスにおいては法定協議会、米国は環境諮問委員会、そして韓国は環境政策評価研究院などを設置しております。国土全体を見渡しての意見、生物多様性の

ているのか、環境大臣の見解を伺います。

ところで、我が国の国際協力上の戦略アセスを含めた環境配慮は、JICAの環境配慮方針ドライインなどでチェックされており、国際的に高い評価を受けております。一方、国内の環境アセスは緩いことから、国民のための環境配慮が不十分であります。

そこで、この度の戦略的アセスについて、より実効性を高めるべきとの指摘があります。この内外格差をどのように認識しているのか、すぐさま解消すべき課題であります。環境大臣の見解を伺います。

そもそも、現行法に基づく環境アセスの実施件数が少ないので、対象を大規模事業に限定していることであり、規模は小さくても環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事業もあります。そこで、対象事業の拡大とともに規模要件を撤廃し、より詳細なアセスを実施できるようにして、その結果に簡易アセスを実施できるかどうかを判断する仕組みにすべきと考えます。環境大臣の見解を伺います。

次に、環境アセスの予測結果の検証についてであります。

事前の環境アセスでは予測し得なかつた事態が生じた場合には事後アセスが必要であります。現行法では実施義務はなく、事業者の自主的判断に任されております。環境アセスの信頼性の充実は、今回導入される戦略アセスとともに、ダムや道路などの事後評価を行うことは公益性などの視点からも重要であります。事後アセスを義務付けることが必要と考えますが、国土交通大臣の見解を伺います。

本改正案によれば、環境大臣は方法書の段階などにおいて意見を付することができます。科学的知見や実効性の担保のためには、常設の環境影響審査会が必要であります。例えば、イギリスにおいては法定協議会、米国は環境諮問委員会、そして韓国は環境政策評価研究院などを設置しております。国土全体を見渡しての意見、生物多様性の

保全など、持続可能性を担保する役割を果たしております。

以上のように、県条例の審査会と重複するものではなく、役割分担を明確にすることが可能であります。環境大臣の見解を伺います。

鳩山政権は、政治と金、基地問題、遅刻閑僚、スキヤンダルや勘違い閑僚、閣内不協和音など政権末期状態であります。そこで、政権アセスメントの実施を提案しますが、残された代替案はただ一つ、総退陣しかったことを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣小沢銳仁君登壇、拍手〕

○國務大臣(小沢銳仁君) 加藤議員にお答え申し上げたいと思います。

二十一世紀環境立国戦略についての御質問がございました。二十一世紀環境立国戦略で施策の方向として打ち出された車の両輪として進める環境保全と経済活性化、地域活性化については、私も積極的に評価できるものと思っております。私どもは環境と成長の両立と、こう訴えさせていただいているわけであります。実現に向けて取り組んでまいりました。

グリーンニューディールについての御質問がございました。韓国がグリーンニューディールについての御質問がございました。

韓国において制定されました低炭素グリーン成長基本法において、政府全体で低炭素社会づくりを進めることによって経済成長を実現するという趣旨が盛り込まれていることと承知をしておりま

す。先ほど申し上げましたとおり、環境と成長の両立を目指す私どもとしても十分参考にしてまいりたいと思っております。

環境アセス法の役割についての御質問がございました。

環境影響評価法は、平成十一年の施行以来、開発なき持続可能な社会に合致した、より環境保

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

賛成

反対

二百二十六
二百二十二
四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

次に、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

並びに本日委員長から報告書が提出されました
介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柳田稔君。

べきものと決定いたしました。

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、介護保険法の施行の日前に、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して、平成二十二年三月三十一日までの間講じられている利用料等の負担軽減措置を当分の間延長しようとするものであります。

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君)

間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

これより採決をいたしました。

○議長(江田五月君)

ます。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
百五十七

○議長(江田五月君) 次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本法律案は、賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君)

間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

ます。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

○議長(江田五月君) 次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本法律案は、賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君)

間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

ます。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

○議長(江田五月君) 次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本法律案は、賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君)

間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

ます。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百二十七
二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君)

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(江田五月君)

投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

不足となります。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもつて補てんすることとしております。

また、事業計画においては、放送の自主自律の堅持、公正公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むこととしております。

なお、本件について、総務大臣から、収支予算等については、国民の意見、要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められる旨の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料収入の確保と公平負担の実現、経営委員会の在り方、ハイビジョン技術等の教育・医療分野での活用、放送の完全デジタル化に向けた取組、災害情報の的確な伝達、BPO意見等へのNHKの対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)
○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
二百二十七
○

よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(江田五月君) 日程第七 公立高等学校に

係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長水落敏栄君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(水落敏栄君登壇、拍手)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校の授業料を不徴収とするとともに、私立高等学校等の生徒等に対しても反対の立場から討論いたします。

まず、これまでの高校授業料無償化法案に関する国会での審議は何であったのか、心の底からの怒りを抑えることができません。

高校授業料無償化は、戦後の学制改革以来の六十年ぶりの大改革であり、本来なら中央教育審議会に諮問し、各界各層の意見を聞くなど、最低でも一年を掛けて国民的な議論を行うべき重要政策であります。

にもかくわらず、民主党は、急ごしらえのざさんな法案のために、数々の致命的な問題が指摘されました。しかも、無償化の対象となっている外国人学校や地方公共団体への交付金の額などは政令、省令で定めるとしており、法案成立後も未決定のまま残ります。また、実施主体である地方公共団体や私立高校などにはいまだ制度の詳細を明示できおらず、大きな不安と混乱を現場に与えています。さらには、公立高校で授業料を徴収する際の基準や、公私間格差、地域間格差の是正などの課題は地方公共団体に丸投げにされておりません。また、十分な財源を確保できなかつたため、選挙中は国の負担ですべて賄うと説明しています。にもかくわらず、地方の負担が残ります。

民主党は教育の地方分権を標榜していますが、世帯に対して就学支援金を支給することの妥当性、授業料以外の学校納付金の負担軽減策の必要性等がありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

民主党・改革クラブを代表して橋本理事より反対、民主党 新緑風会・国民新・日本を代表して谷岡委員より賛成、公明党を代表して山下委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。義家弘介君。

○義家弘介君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、いわゆる高校授業料無償化法案に対し反対の立場から討論いたします。

まず、これまでの高校授業料無償化法案に関する国会での審議は何であったのか、心の底からの怒りを抑えることができません。

高校授業料無償化は、戦後の学制改革以来の六十年ぶりの大改革であり、本来なら中央教育審議会に諮問し、各界各層の意見を聞くなど、最低でも一年を掛けて国民的な議論を行うべき重要政策であります。

にもかくわらず、民主党は、急ごしらえのざさ

んな法案のために、数々の致命的な問題が指摘されました。しかも、無償化の対象となっている外国人学校や地方公共団体への交付金の額などは政令、省令で定めるとしており、法案成立後も未決定のまま残ります。また、実施主体である地方公共団体や私立高校などにはいまだ制度の詳細を明示できおらず、大きな不安と混乱を現場に与えています。さらには、公立高校で授業料を徴収する際の基準や、公私間格差、地域間格差の是正などの課題は地方公共団体に丸投げにされておりません。また、十分な財源を確保できなかつたため、選挙中は国の負担ですべて賄うと説明しています。にもかくわらず、地方の負担が残ります。

民主党は教育の地方分権を標榜していますが、

等教育の理念、在り方を含む本質的ビジョン、そして無償化による成果や効果に対する考え方が極めてあいまいであるということを明確に指摘しておかねばなりません。

代表質問の際に、民主党からすら、初等中等教育に優先課題が幾つもあるのにもかくわらず、高校授業料無償化を最優先にし、四千億もの膨大な予算を確保した政策意図及び目的を端的に説明してほしいと質問がありました。しかし、川端文部科学大臣の答弁は、法案の趣旨説明を機械的に繰り返すのみで、初めから理念などない、選挙対策の利益誘導であつたことを改めて示す結果となりました。

ほかにも、低所得者への支援にならない、公私間格差を拡大する、地方公共団体の間での格差が生じるなど数多くの問題が指摘されています。子供たちの将来にかかる重要な政策であることから、我が党としましても、所得制限を設け、低所得者支援や公私間格差是正のための財源を確保するなどの対案をもつて国会審議に臨んでまいりました。しかし、野党が十分な審議を求めたにもかくわらず、民主党は、本日、法案を強権的に成立させようとしています。

施行日は明日です。周知期間や準備期間はありません。しかも、無償化の対象となっている外国人学校や地方公共団体への交付金の額などは政令、省令で定めるとしており、法案成立後も未決定のまま残ります。また、実施主体である地方公共団体や私立高校などにはいまだ制度の詳細を明示できおらず、大きな不安と混乱を現場に与えています。さらには、公立高校で授業料を徴収する際の基準や、公私間格差、地域間格差の是正などの課題は地方公共団体に丸投げにされておりません。また、十分な財源を確保できなかつたため、選挙中は国の負担ですべて賄うと説明しています。にもかくわらず、地方の負担が残ります。

民主党は教育の地方分権を標榜していますが、

けるということは教育の地方分権ではなく、公教育に対する国の責任放棄にはかなりません。

私は、代表質問の際に、民主党が公教育の根本的な改革を行う適格性を問いました。その後、小林千代美衆議院議員への裏献金疑惑に関して、北教組の幹部などが政治資金規正法違反で起訴されるに至りました。しかし、小林議員はあくまで議員辞職を否定しています。これは、今議員辞職すれば補欠選挙が参議院選挙と同日になり、政治と金が争点になるから不利だという民主党の思惑からにほかならないでしょう。しかも、小林議員は、地検側の事実認定もあるのではないかと思うと捜査への疑問まで口にし、連合北海道幹部は、逮捕された四人は完全黙秘で頑張った、小林議員が辞めたはしごを外したことになると述べたと報道されています。自らへの反省のかけらもない、あきれ果てた発言です。

既に北海道議会では、三月二十四日に小林千代衆議院議員の議員辞職を求める決議が可決されております。これこそが民意であり、進退を個人の判断に任せ自淨能力を發揮しようとしているのです。到底、道民、国民の理解を得られるものではありません。さらに、小林議員の事件では団体としての北教組も起訴され、組織として選挙違反などを行っていた疑いが強まっています。だからこそ、我が党は教育の政治的中立を確保するために、教育公務員特例法の改正案を今国会に提出いたしました。しかし、これに対し、日教組の中村委員長は、法案を時代錯誤とし、教育の政治的中立が求められるのは当然だが、労働条件の改善が必要となる以上、必然的に政治活動は必要だと述べました。

本当に労働条件の改善を目的とした教育内容に中立かつ適法な活動であれば、それも一理はあるでしょう。しかし、日教組が行っているのは、日の丸・君が代や道徳教育反対などの学習指導要領違反、あるいは靖国神社参拝反対や日米地位協定

官 報 (号 外)

した、それこそ時代錯誤なイデオロギー闘争なんですが、一切の規制を許さないという傲慢は断じて許されるものではありません。

北教組事件に関しては、民主党内から批判の声が出ないばかりか、赤松農林水産大臣は、非常にまじめな一生懸命な組合なものですから、場合によつてはそういうおしかりも受ける点があつたのかかもしれません、罪に問われるようなことがないよう私自身は希望しておりますなどと述べ、模範解答だとまで言い切っています。日教組に対しては模範解答でしようが、国民に対しては落第です。

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。
投票総数
賛成
反対
よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長西岡武夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○西岡武夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔議案は本号末尾に掲載〕

本法律案は、消費者庁に国立国会図書館の支部図書館を置こうとするものであり、公布の日から施行することといたします。委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。
○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。
投票総数
賛成
反対
よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長西岡武夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○西岡武夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

○議長（江田五月君） 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(江田五月君)　過半数と認めます。よつて、本規程案は可決されました。本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議長

山本	金子	洋一君	博司君
近藤	植松恵美子君	正道君	谷合
又市	征治君	利治君	風間
轟木	澤雄二君	一君	鰐淵
廣田	蓮舫君	加藤修一君	横峯
轟木	澤雄二君	喜納敏幸君	浜田
澤	蓮舫君	昌吉君	昌良君
廣田	蓮舫君	一郎君	山本香苗君
轟木	澤雄二君	一郎君	富岡由紀夫君
轟木	澤雄二君	一郎君	渡辺孝男君
轟木	澤雄二君	一郎君	弘友和夫君
轟木	澤雄二君	一郎君	福島みづほ君
轟木	澤雄二君	一郎君	鈴木陽悦君
轟木	澤雄二君	一郎君	松井あきら君
轟木	澤雄二君	一郎君	山下栄一君
轟木	澤雄二君	一郎君	辻泰弘君
轟木	澤雄二君	一郎君	松井孝治君
轟木	澤雄二君	一郎君	小川浜四津敏子君
轟木	澤雄二君	一郎君	山口那津男君
轟木	澤雄二君	一郎君	木庭健太郎君
轟木	澤雄二君	一郎君	工藤堅太郎君
轟木	澤雄二君	一郎君	勝也君
轟木	澤雄二君	一郎君	博和君
轟木	澤雄二君	一郎君	斎君
轟木	澤雄二君	一郎君	江田昭子君
轟木	澤雄二君	一郎君	五月君
轟木	澤雄二君	一郎君	副議長

大久保潔重行田邦子君
武内則男君大河原雅子君
相原久美子君島田智哉子君
尾立源幸君足立小林正夫君
白眞摶君神本恵子君
谷博之君高橋千秋君
峰崎築瀬尚子君
櫻井中村哲治君
高橋神本美惠子君
山下八洲夫君
輿石梅村聰君
松浦大悟君
森田久志君
徳永高君
大島九州男君
龜井亜紀子君
川上義博君
室井邦彦君
藤本祐司君
犬塚直史君
松岡徵君
主瀬了君
松野信夫君

米長	晴信君	姫井由美子君
金子	恵美君	
藤岡	郁子君	
藤原	良信君	
藤末	健三君	
前川	清成君	
大久保	勉君	
那谷屋正義君		
柳澤	光美君	
柳澤	敦子君	
下田	東君	
今野		
森	ゆうこ君	
山根	隆治君	
廣野	たしき君	
北澤	俊美君	
増子	輝彦君	
羽田雄一郎君		
柳田	稔君	
柳田	稔君	
広中和歌子君		
高嶋	良充君	
平田	健二君	
平山	幸司君	
中谷	智司君	
川崎	孝典君	
水戸	将史君	
加賀谷	健君	
林	久美子君	
長谷川憲正君		
水岡	俊一君	
津田弥太郎君		
芝	博一君	
吉村剛太郎君		
佐藤	公治君	
藤田	幸久君	

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
富岡由紀夫君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

国土交通委員

辞任

尾立 源幸君

川崎 稔君

補欠

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克己君、名取はにわ君、遠藤みどり君、北澤義博君、伊達規子君、中村晶子君、橋本博之君、池田綾子君及び村上裕章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公益認定等委員会委員に池田守男君、堀裕君、北地達明君、時枝孝子君、門野泉君、出口正之君及び海東英和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

環境委員

辞任

加藤 敏幸君

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

決算委員

辞任

大久保 勉君

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

行政監視委員

辞任

大久保 勉君

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

外交防衛委員

辞任

大久保 勉君

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

財政金融委員

辞任

大久保 勉君

轟木 利治君

補欠

川合 孝典君

川崎 基隆君

補欠

厚生労働委員会に付託

伊藤 忠治君

補欠

鈴木 恒夫君

神崎 浩昭君

補欠

西川 洋君

尾崎 智子君

元宿 仁君

山田 秀樹君

小宮 修二君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高嶋 良充君
行田 邦子君

補欠

行田 邦子君
姫井由美子君

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

行田 邦子君

補欠

姫井由美子君

白浜 一良君

補欠

那谷屋正義君

田村耕太郎君

農林水産委員

西島 英利君

小池 晃君

国土交通委員

大河原雅子君

山本 香苗君

環境委員

植松恵美子君

中山 恭子君

総務委員

那谷屋正義君

佐藤 正久君

行田 邦子君

木村 仁君

小泉 昭男君

中曾根弘文君

丸山 和也君

森 まさこ君

風間 裕君

西島 英利君

仁比 聰平君

浮島とも子君

小池 晃君

藤谷 光信君

佐藤 正久君

徳永 久志君

木村 尚子君

大石 仁君

西田 昌司君

田村耕太郎君

徳永 久志君

山本 香苗君

西岡 武夫君

松野 信夫君

大石 尚子君

西田 昌司君

文教科学委員

西岡 武夫君

北川イッセイ君

森 まさこ君

浮島とも子君

補欠

植松恵美子君

大石 尚子君

松野 信夫君

北川イッセイ君

森 まさこ君

風間 裕君

五号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。

自動体外式除細動器(AED)の適正な管理・使用に関する質問主意書(神取忍君提出)(第五一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久君提出北澤防衛大臣の発言の無責任性と閑僚としての責務に関する質問に対する答弁書(第四六号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十五条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

支給期間を延長するものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十二年度一般会計予算(内閣府所管)に、拉致被害者等給付金として一千百十六万円が計上されている。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

整備事業に係る国(財政上の特別措置に関する法律)の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国(財政上の特別措置に関する法律)の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

北朝鮮による拉致問題 等に関する特別委員長 前田 武志

平成二十二年三月二十九日

参議院議長 江田 五月殿

災害対策特別委員長 岡崎トミ子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等であつて本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給に関する法律案(閣法第

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)審査報告書

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校校等就学支援金の支給に関する法律案(閣法第

の有効期限を平成二十七年三月三十一日まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二十二年度約二百九十億円が見込まれ、各事業予算のうちから支出される。

附帯決議

政府は、地震防災対策のより一層の推進を図るため、地震の発生確率を予測する長期評価等地震に関する調査研究の成果を踏まえ、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

一、地震による倒壊の危険性が高い全国の学校施設等の耐震化については、特に喫緊の課題であることから、その促進に万全を期すること。

二、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波の際の避難状況を詳細に検証し、津波に対する住民の避難意識の向上を図るとともに、より効果的な避難対策の実施に向けて、ハザードマップの整備、防災教育の普及、観測体制の整備等に努めること。また、津波により、養殖施設・水産物に甚大な被害が発生したことから、被災者支援の強化に向けて検討を行うこと。

三、我が国は、全國どこでも地震が発生し得る震国であることから、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、地域において格差が生じないよう、今後一年以内に検討を加え、充実強化のために必要な措置を講ずること。また、近年、国内外で発生している大規模地震がもたらす様々な教訓を踏まえ、地震防災対策の在り方を隨時見直し、その実効性に万全を期すること。

右決議する。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるように、所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う経費は、平成二十二年度政

府関係機関予算の株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務事業計画における貸付及び証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等の予定期額一兆四千七百五十五億円の内数として計上さ

れている。

附帯決議

法律(平成二十二年法律第 号)附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

3 この法律による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、文部科学大臣の定める基準に適合するものの項の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお前例による。

4 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成二十二年三月三十一日を「平成二十七年三月三十一日」に、「平成二十二年」を「平成二十七年」に改める。

別表第一中「設置するもの」の下に「又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当するもの」を加える。

第一、委員会の決定の理由
要領書

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法

第三条第二項の規定の適用については、同項中の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を

「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法

替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業に該当するものに限る。)に要する費用に関する国負担の割合は、同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項の規定にかかわらず、三分の一とする。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第二項に規定する」を「規定の適用を受ける」に改める。

第二十条第一項中「ほか」の下に「新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては」を加え、「負担する」を「負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては國の負担とする」に改め、同条第二項中「管理」を「新設、改築又は災害復旧」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(平成二十二年度の特例)

2 第二十条の規定の平成二十二年度における適用については、同条第一項中「又は災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める高速自動車国道を構成する施設若しくは工作物に係る工事(当該工事を施行するため必要な点検を含む。以下この条において「特定事業」という。)」と、「及び災害復旧」とあるのは「災害復旧及び特定事業」と、同条第一項中「又は災害復旧」とあるのは「災害復旧又は特定事業」とする。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「の各号」を削り、同条第一号中「責に」を「責めに」に、「災害復旧を行なう」を「災害の復旧を行う」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「災害復旧を行なう」を「災害の復旧を行う」に改める。

第二十一条中「災害復旧」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業」に改め、同条第一項及び第二十三条において「災害復旧」とあるのは「災害復旧」という。」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧に係るものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内的一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用(同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国負担とする。

第一 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧は、都道府県又は指定市

二 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で国土交通大臣が当該一般国道の新設又は改築に伴つて行うもの 当該一般国道の道路管理者である地方公共団体

(河川法の一部改正)

第七条 河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「その二分の一」を削り、「十分の三」を「十分の二」に、「維持及び修繕」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)」のため

用を受ける災害復旧事業」に、「を負担する」を「、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する」に改める。

附則第二項を次のように改める。

第六十条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業」とあるのは、「災害復旧事業又は災害の発生を防止し、若しくは流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新に」とする。

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

附則第八項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

第八条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改め、同条第二号中「災害復旧のため」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)」のため

に、「災害復旧」を「災害の復旧」に改め、同条第三号及び第四号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改める。

第二十二条第一項中「維持、修繕、災害復旧」を「他の管理」を「若しくは災害復旧」に、「負担する」を「負担し、当該電線共同溝の改築及び規定により電線共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。」は国の負担とするに改め、同項ただし書中「一般国道」の下に「に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める國の負担(当該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される國の負担、平成二十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第一次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る國の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される國の負担及び平成二十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされ

た国の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替え
て適用する同法第十四条第二項

ロ 道路法附則第二項の規定により読み替え
て適用する同法第五十条第二項

ハ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確
保に関する特別措置法附則第二項

二 高速自動車国道法附則第二項の規定によ
り読み替えて適用する同法第二十条第一項

ホ 河川法附則第二項の規定により読み替え
て適用する同法第六十条第一項

ヘ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第
十四号)附則第十二条の規定により読み替
えて適用する同法別表五の項

二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度以
降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一
年度以前の年度における事務又は事業の実施
により平成二十二年度以降の年度に支出され
る国の負担及び平成二十一年度以前の年度の
国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以
降の年度に支出すべきものとされた国の負担
を除く。)

イ 道路の修繕に関する法律第二条第三項

ロ 共同溝の整備等に関する特別措置法第二
十二条第一項

ハ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
第二十二条第一項

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律
第二十三号)第二百一条第二項

年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)

イ 砂防法第十四条第二項
口 道路法第五十条第二項
ハ 高速自動車国道法第二十条第一項

二 河川法第六十条第一項

ホ 沖縄振興特別措置法別表五の項
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(港湾法の一部改正)

第四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項に、「附則第六条第七項」を「附則第五条第七項」に改め、附則第二十六項中「附則第六条第七項」を「附則第五条第七項」に改める。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正)

第五条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条 第六条第五項中「第五十条第二項本文」を「第五十条第二項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第六条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十条及び第十二条を削り、附則第十二条を附則第九条とし、附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(平成二十二年度における沖縄の道路に係る
国負担割合の特例)

(特別会計に関する法律の一部改正)
第九条 特別会計に関する法律の一部を次のよう
に改正する。
第二百一条第二項第一号口中「第二項本文」を
「第二項」に、「第三項、道路の修繕に関する法
律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第一条第
三項ただし書」を「第四項」に改める。
附則第四十九条第一項から第四項までの規定
中「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項
若しくは第四項」に、「第五十二条第一項」を「第
五十条第一項」に改める。
附則第五十条第一項中「附則第四項若しくは
第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第
三条第一項」を「昭和二十三年法律第二百八十一
号)第三条第一項」に、「附則第六条第二項」
を「附則第五条第二項」に、「附則第八項若しく
は第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、
「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改
め、同条第二項中「附則第四項若しくは第五項」
を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六
条第二項」を「附則第五条第二項」に、「附則第八
项若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八
项」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八
项」に改め、同条第三項中「附則第四項若しく
は第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、
「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改
め、同条第四項中「附則第八項若しくは第九項」
を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六
条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、同条
第五項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則
第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二
项」を「附則第五条第二項」に改める。
附則第五十一条第一項から第五項までの規定
中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に
改める。

官 報 (号 外)

審査報告書

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一

部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月三十一日

國土交通委員長 椎名 一保
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土調査を一層促進するため、平成二十一年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成二十二年度を初年度とする計画を策定することとするとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするため行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査の実施を委託することができることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法律施行のため、平成二十二年度一般会計予算(国土交通省所管)において、約百三十三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては、実効性ある具体的な指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。
また、国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。

一、国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関する基盤地図情報の整備についての国の役割を踏まえ、適切に対処すること。

三、地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、公正・透明な制度運用に十分留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。

四、不動産登記のほか、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること。

五、国民の国土調査への理解と協力を一層得られるよう、より効果的な周知徹底に努めること。
右決議する。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一

部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十二年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿 衆議院議長 横路 孝弘

右決議する。

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一

部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第二条 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十二条)の一部を次のように改正する。
第七条中「実施する」を「行う」に改める。
第十条に次の二項を加える。
2 前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査(同項の規定によりその実施を委託されたものを含む。)の実施を委託することができる。

第二十三条第三項中「実施する者」の下に「(第二十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。
第二十六条第一項を除き、以下同じ。)」を加える。

第二十四条の見出しを「(立入り)」に改め、同一条第二項中「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「証票」を「證明書」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十六条第二項中「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改め、同条

第二项中「且つ」を「かつ」に、「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改め

を「證明書」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十九条第一項中「かき、さく等を伐除する。」に、「行なうもの」を「行うもの」に改める。

第三条第一項中「内閣総理大臣は、土地政策

審議会」を「国土交通大臣は、国土審議会」に、「平成十二年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項後段を削る。

(国土調査法の一部改正)

第二条 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十二条)の一部を次のように改正する。

第七条中「立入」を「立入り」に改め、同条第十二条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査(同項の規定によりその実施を委託されたものを含む。)の実施を委託することができる。

第二十三条第三項中「立入」を「立入り」に改め、同条第十三条中「立入」を「立会い」に改める。

第三十七条中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に、「一千万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「漏失、又は窃用した」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

第三十五条中「五万円」を「百万円」に改める。

第三十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、

いすれかに、「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号中「漏失、又は窃用した」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

第三十七条までの改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
平成二十二年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿 厚生労働委員長 柳田 稔

要領書

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

の規定により伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用したに改める。

第三十二条中「地方公共団体」の下に「(第十条に「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項後段を削る。

第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

一、費用

本法施行による雇用保険の適用拡大に伴い、平成二十二年度における雇用保険の失業等給付に要する費用に係る国庫負担の額は約百二十九億円増加すると見込まれている。

また、平成二十二年度労働保険特別会計予算における雇用保険の適用拡大に伴う失業等給付に係る保険料収入の増加額は約三百六十億円、失業等給付費の増加額は約九百三十六億円と、雇用保険率のうち雇用保険事業に係る部分を千分の三から千分の三・五に引き上げることにより保険料収入の増加額は約八百億円と見込まれている。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年三月二十五日

衆議院議長 江田 五月殿

雇用保険法等の一部を改正する法律案

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第一項各号のいづれかに該当する

号を削り、同条第二項中「第一六条」を「第二十

号」に改める。

第六条中「の各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二 一週間の所定労働時間が二十時間以上である者

前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

除く。)

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 同一の事業主の適用事業に継続して三十

一日以上雇用されることと見込まれない者

(前一月の各月において十八日以上同一の

事業主の適用事業に雇用された者及びこの

ものに該当することとなる者を除く。)

四 季節的に雇用される者であつて、第三十

八号第一項各号のいづれかに該当するもの

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)第一条、第二百二十四条又は第三百三十四

条第一項の学校の学生又は生徒であつて、

前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生

労働省令で定める者

六 第十条の四第三項中「第一六条」を「第二十

号」に改める。

七 第十四条第二項中「の各号」を削り、同項第二

号中「の日」の下に「第二十二条第五項に規定す

る者にあつては、同項第二号に規定する被保険

者の負担すべき額に相当する額がその者に支払

われた賃金から控除されていたことが明らかで

ある時期のうち最も古い時期として厚生労働省

令で定める日」を加える。

第二十二条に次の二項を加える。

五 次に掲げる要件のいづれにも該当する者は、(第一号に規定する事実を知つていた者を除く。)に対する前項の規定の適用については

第六条中「の各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日

雇用被保険者に該当することとなる者を除く。)

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第

九条の規定による被保険者となつたことの

確認があつた日の二年前の日より前に徴収

された後に離職した場合(前条第一項本文に

規定する場合を除く。)には、その者の日雇労

働被保険者であつた期間を第十四条の規定に

の負担すべき額に相当する額がその者に支

払われた賃金から控除されていたことが明

らかである時期があること。

第三十八条第一項中「次の各号のいづれかに

該当するものを」を「季節的に雇用されるもの

うち次の各号のいづれにも該当しない者に改

め、同項各号を次のように改める。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

二 一週間の所定労働時間が二十時間以上で

あつて厚生労働大臣の定める時間数未満で

ある者

第四十二条中「雇用された者」の下に「及び同

一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上

雇用された者」を加える。

第四十三条第一項中「及び第六条第一号の三

の認可を受けたもの」を削り、同項に次の二号

を加える。

四 前二号に掲げる者のか、厚生労働省令

で定めるところにより公共職業安定所長の

認可を受けた者

官 報 (号外)

化・拡充を図ること。なお、軽費老人ホーム等についても早急に実態を点検し、防災体制を講ずること。

二、四十二万人にも上る特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事業等に加え、更なる施設整備に対する助成、既存施設の転用などあらゆる政策手段を駆使した措置を検討すること。

右決議する。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年三月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

介護保険法施行法の一部を改正する法律案

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「施行日から起算して十年間に限り」を「当分の間」に改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月三十日

総務委員長 佐藤 泰介

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は六千七百八十六億円、事業支出は六千八百四十七億円であつて、六十億円の收支不足となる。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもつて補てんすることとしている。

また、事業計画においては、放送の自主自律の堅持、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、受信料制度への理解促進と公平負担に向けた取組強化、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

これら収支予算等は、いざれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の視点に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立するよう、組織一体となって改革に取り組むこと。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図ることとともに、

要領書

に、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。また、政府においても、憲法及び放送法における保障されている表現の自由、報道の自由を確保すること。

三、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のために一層の努力を行うこと。また、政府においては、委員の人の選択の在り方について広く研究を行うこと。

四、協会は、受信料の不払い・未契約の割合が依然として全体の三割近い現状にかんがみ、引き続き、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図ること。あわせて、受信料収入に対する納収経費の比率がいまだ高い水準にあることから、地域スタッフの業務にも配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化を更に進め、経費削減に努めること。また、経営計画で掲げた平成二十四年度からの受信料収入の国・民・視聴者への還元の実現に向け、受信料体系の在り方について広く国民の意見を聞きながら総合的な検討を行うこと。

五、協会が行う外国人向けテレビ国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じて、我が国に対する正しい理解とイメージの向上及び国際親善の増進等に資するよう、番組内容の充実に努めること。また、多額の経費が投じられていることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不斷の見直しを行うこと。

六、協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、デジタル放送に対応した受信機器の普及促進、共聴施設の改修等の支援などあらゆる対策を講じ、地

上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引については、競争契約の比率を高めることによる取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。

八、協会は、地域の活性化に資するよう、地域から情報発信強化等地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、各種の警報等を伝達し、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

九、高齢者、障害者にかかるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となつていてることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

十、協会は、番組アーカイブ業務については、その収支が当初見通しを達成していないことから、高齢者、障害者にかかるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となつていてことから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

十一、協会は、番組アーカイブ業務については、その収支が当初見通しを達成していないことから、高齢者、障害者にかかるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となつていてことから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年三月二十六日

衆議院議長 横路 孝弘

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成22年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成22年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まどまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法に応じて支払う者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手

当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項に限り使用することができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少する場合において、事業収支差金の一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部をテレビジョン放送のデジタル化への対応、建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成22年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

事業 収 入	項	金 額
		678,691,937

官 報 (号 外)

資 本 支 出	減 価 償 却 資 金 受 入	33,786
	建 設 費	33,786
資 本 支 差 金		—

事業収支差金△18億3,535万円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。
(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)		
款	項	金額
事 業 収 入		1,516,000
	受 託 業 務 等 収 入	1,516,000
事 業 支 出		1,278,000
	受 託 業 務 等 費 費	1,222,000
	財	56,000
事 業 収 支 差 金		238,000

事業収支差金2億3,800万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地 上 契 約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛 星 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特 别 契 約	地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う放送(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)により再放送されるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域(以下「難視聴地域」という。)又は列車、電車その他専用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

(外) 昼

「地デジ難視対策衛星放送」対象リストのうち、デジタル放送難視聴地区、改修困難共聴地区及びデジタル放送混信地区を基準として協会が定める要件を備えた地域並びに難視聴地域において、「地デジ難視対策衛星放送」を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。
なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日にお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。

別表第3 受信料額

契 約 種 別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	1,345円	7,650円	14,910円
衛 星 契 約	2,290円	13,090円	25,520円
特 別 契 約	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	1,190円	6,810円	13,280円
衛 星 契 約	2,135円	12,250円	23,890円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
衛 星 契 約	特 別 契 約		
50件未満	200円		
50件以上100件未満		230円	90円
100件以上		300円	

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード支払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えることによって行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 200円
特別契約	ただし、12か月前払による場合、 年額 2,420円

(外取締)

1 計画概説

平成22年度は、国内外の情勢が大きく変動する中、3か年経営計画の2年目として、新たなデジタル時代に向けて、諸計画を達成するための取組を確実に進める重要な年度である。

放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツを積極的に提供し、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実等に力を注ぎ、「いつでも、どこでも、もっと身近にNHK」を目指す。また、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化に努める。

あわせて、組織の改革に全力を傾注し、視聴者からの信頼を高めるとともに、構造改革を推進進め、取材・制作の体制を強化し、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

協会の主たる財源である受信料については、公共放送を支える受信料制度への理解を促進し、公平負担に向けた取組を強化するとともに、一層効率的な契約収納活動を推進する。

円滑な完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努めるとともに、本格的なデジタル時代の新たなサービスの開拓・充実を図る。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備し、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、放送設備の整備を計画的に行う。

また、非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、老朽の著しい放送設備の更新等を行う。

(2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。

(3) 放送番組については、幅広い世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼され質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。

地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、その普及促進を図る。

さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化する等、地域放送の充実に努める。

このほか、第22回参議院議員通常選挙及び2010 FIFAワールドカップ南アフリカ大会の放送番組を特別編成する。

(4) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

(5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。

(8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に34億3,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に400億3,000万円、放送会館の整備に38億円、放送番組設備の整備に230億7,000万円、研究施設の整備等に86億7,000万円、総額790億円をもって施行する。

(1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備の整備を行う。
これらに要する経費は、34億3,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地上でデジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。
また、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい
テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、364億円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するため、ラジオ放送局の建設調査を行う。また、老
朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、横浜放送会館の建設を完了するとともに、千葉及び甲府の放送会館の整
備等を行う。
これらに要する経費は、38億円である。

(5) 放送番組設置整備計画

非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備
の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、放送会館の大陽光発電設備など環境
経営推進のための設備の整備等を行う。

(7) 建設管理

これらに要する経費は、51億6,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

デジタル総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道
して国民生活に不可欠なニュース・情報番組、創造的な文化・教養番組や娯楽番組等の調和
ある編成を行う。視聴者のニーズにきめ細かくこたえる情報番組の充実を図るとともに、高
品質で、インパクト・競争力のある大型番組や各世代に共感される多彩な番組等を放送す

る。また、生命・財産にかかわる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、柔軟で機動的な
編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

アナログ総合テレビジョンでは、同じ内容の番組を同時に放送すること基本とする。

デジタル教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、子供や若い世代を
はじめ幅広い世代に向けた番組、福祉番組及び文化・教養番組等の充実を図るとともに、定
時のマルチ編成を行う。また、様々なメディアとの連動により効果的な学習を可能とする講
座番組を充実する。

アナログ教育テレビジョンでは、同じ内容の番組を同時に放送すること基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、次の世代に残すべき一級の
文化・芸術を積極的に紹介するとともに、紀行や自然等の分野ごとに大型番組等を編成す
る。また、新たな映像技術や演出方法、ダイナミックな編成に挑戦し、新しいテレビ文化創
造の先導的な役割を果たす。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・情
報番組を一層充実するほか、視聴者の関心の高いスポーツ番組やドキュメンタリー番組を編
成する。アナログ衛星第1テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を
目的とする放送を行うとともに、幅広い視聴者層に親しまれる番組を編成する。既存の番組
の見直しと統廃合を進めるとともに、多彩なエンターテインメント番組の強化やアーカイブ
ス番組の充実を図る。アナログ衛星第2テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送す
る。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道
に努め、聴取者の信赖にこだえる柔軟な編成を行うとともに、ニュース・生活情報を中心に
聴取者との双方向化を進め、多様な情報をきめ細かく提供する。

ラジオ第2放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組の充実を図って
行う。また、外国语によるニュース等、在日外国人向けの番組を拡充する。

F M放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、優れた音質を生かした多彩な音楽番
組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成
を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、各地域の特性や要望に応じ、平日夕方のニュース・情報番組や夜間の視聴好
適時間帯等の番組の充実を図る。地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化し、地域か

らの全国発信を積極的に推進する。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。

(4) 補完放送等
補完放送については、地上及び衛星のデジタルテレビジョン放送各波でデータ放送を実施する。実施にあたっては、全国向けのほか、地域向けの放送の充実を図る。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、テレ비ジョン放送の一部の番組を行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本としつつ、デジタル教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯端末にふさわしい番組を放送する。携帯端末向けのデータ放送サービスでは地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うほか、放送番組の周知や災害関連情報等を提供する。

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,078億2,040万9千円、番組の編成企画等に186億3,013万4千円で、総額2,264億5,054万3千円である。

イ 技術関係

放送施設については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対応し、効率的な維持運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額583億5,091万4千円である。
以上により、国内放送費総額は、2,848億145万7千円となり、前年度2,858億6,414万4千円に対して、10億6,268万7千円の減額となる。

(2) 國際放送
諸外国へ日本とアジアの実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

(外)
呼
聲

外国人向けテレビジョン国際放送については、1日23時間程度を基本とした放送時間とし、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝えるニュースを24時間毎正時に放送するほか、幅広いジャンルから多彩なコンテンツを取り揃え、全世界に向けて発信を強化するとともに、ハイビジョン放送を実施する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大する。

邦人向けテレビジョン国際放送については、1日5時間程度、国内の主要なニュースや情報番組を中心に国内と同時放送を行い、一部娯楽番組も交えて、日本の最新情報を提供する。また、大規模自然災害や重大事件が発生した場合は、迅速かつ的確な情報の提供に万全を期す。なお、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日延べ55時間20分の放送時間とし、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報や的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。これらに要する経費は、総額139億9,977万5千円となり、前年度129億5,453万1千円に対して、10億4,524万4千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料未払者や未契約者への契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効率的な業務運営を行つ。

これらに要する経費は、総額583億8,358万8千円となり、契約収納活動の強化により、前年度579億115万7千円に対して、4億8,243万1千円の増額となる。

(4) 受信対策

放送があまねく全国において受信できるよう、受信相談など視聴者への受信サービス活動を開くとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。国や一般放送事業者と協力し、難視聴対策など受信環境の整備を進めるための経費を含め、これらに要する経費は、総額270億9,382万6千円となり、前年度131億8,326万2千円に対して、139億1,056万4千円の増額となる。

(5) 広報

公共放送への理解促進と視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。また、視聴者との交流・直接対話を強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握することで、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。

さらに、デジタルテレビジョン放送の普及促進に向けて、周知広報活動を実施するほか、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額46億184万2千円となり、前年度38億3,807万1千円に対して、7億6,377万1千円の増額となる。

- (6) 調査研究
放送技術の研究については、スーパーハイビジョン(超精細映像システム)等未来の映像文化の発展のための研究開発や放送と通信の連携サービス等デジタルテレビジョン放送の発展のための研究開発等を行う。
- 放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、国民生活時間調査並びに全国接触者率調査及び放送評価調査を実施する等、視聴者意向の的確な把握を行う。
- これらに要する経費は、総額85億4,439万円となり、前年度96億3,863万2千円に対して、10億9,424万2千円の減額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,258億8,428万1千円となり、前年度1,279億9,979万6千円に対して、21億1,551万5千円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職手当の増等により、総額56.4億9,738万1千円となり、前年度55億4,902万1千円に対して、10億4,836万円の増額となる。

(9) 共通管理

共通管理については、業務の見直し等により、総額26億5,440万9千円となり、前年度26億7,884万7千円に対して、2,443万8千円の減額となる。

(10) 番組アーカイブ業務

アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。

これに係る収入は12億1,493万7千円、支出は30億5,028万7千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は15億1,600万円、支出は12億7,800万円である。

(12) 信頼される公共放送のための組織風土及び業務運営の改革

視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすため、組織横断的な人事異動の拡大による高い専門性と広い視野を兼ね備えた公共放送の担い手の育成等、組織・人事制度の改革により、活力にあふれた組織を実現するとともに、職員の採用・研修の強化等により、コンプライアンスを徹底し、組織風土の改革に全力で取り組む。

内部統制の整備にあたっては、協会、子会社等の多様な業務を踏まえりスクマネジメントを確立し、視聴者の負託にこたえることのできる事業運営を実施する。

また、協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革を徹底し、完全デジタル化に対応した質の高い放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。

子会社等については、再編・統合を行い、効果的かつ効率的な業務運営を徹底することともに、透明性の高い事業運営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	22,359,000	22,759,000	△ 400,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,760,000	1,647,000	113,000
年 度 内 解 約 件 数	2,060,000	2,047,000	13,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数 △	300,000	400,000	100,000
年 度 末 契 約 件 数	22,059,000	22,359,000	△ 300,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	1,835,000	1,445,000	390,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	791,000	523,000	268,000
年 度 内 解 約 件 数	149,000	133,000	16,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	642,000	390,000	252,000
年 度 末 免 除 件 数	2,477,000	1,835,000	642,000

(2) 衛星契約
ア 有料契約見込件数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	14,505,000	13,856,000	649,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,190,000	1,133,000	57,000

(外) 航

年 度 内 増 加 契 約 件 数	540,000	484,000	56,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	650,000	649,000	1,000
年 度 未 契 約 件 数	15,155,000	14,505,000	650,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	187,000	133,000	54,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	86,000	66,000	20,000
年 度 内 解 約 件 数	16,000	12,000	4,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	70,000	54,000	16,000
年 度 未 免 除 件 数	257,000	187,000	70,000

(3) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	10,000	9,000	1,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	1,000 △	1,000
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000 △	1,000
年 度 末 契 約 件 数	10,000	10,000	0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	22,359,000	14,505,000	10,000	36,874,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 300,000	650,000	0	350,000
年 度 末 契 約 件 数	22,059,000	15,155,000	10,000	37,224,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	200,000	72,000	272,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	0	5,000	5,000
年 度 末 契 約 件 数	200,000	77,000	277,000

(参考 2)
支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	繼 続 振 达	ク レ ジ シ ツ ド	カ レ ジ シ ツ ド	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	16,311,000	2,761,000	1,436,000	1,851,000	22,359,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 260,000	△ 250,000	370,000 △	160,000 △	300,000	
年 度 末 契 約 件 数	16,051,000	2,511,000	1,806,000	1,691,000	22,059,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	繼 続 振 达	ク レ ジ シ ツ ド	カ レ ジ シ ツ ド	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	76,000	43,000	7,000	74,000	200,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	1,000	0	2,000 △	3,000 0	0	
年 度 末 契 約 件 数	77,000	43,000	9,000	71,000	200,000	

(2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	繼 続 振 达	ク レ ジ シ ツ ド	カ レ ジ シ ツ ド	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	9,981,000	3,251,000	893,000	380,000	14,505,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	60,000	400,000	230,000 △	40,000	650,000	
年 度 末 契 約 件 数	10,041,000	3,651,000	1,123,000	340,000	15,155,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	ク レ ジ ッ ト	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	46,000	14,000	3,000	9,000	72,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	1,000	4,000	1,000 △	1,000	5,000
年 度 末 契 約 件 数	47,000	18,000	4,000	8,000	77,000

(3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	4,000	6,000	10,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
年 度 末 契 約 件 数	4,000	6,000	10,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	10,403人
建 設 係	179
合 計	10,582

仙 本 計画について、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内40人の純減を見込んだものである。

1 資金計画の概要

平成22年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,146億636万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,175億5,453万5千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,550億8,136万円から年度内に取納に至らないものを控除した受信料収納額6,487億8,136万円を予定する。このほか、固定資産売却代金29億8,000万円、放送債券償還積立資産の戻入れ94億円、国際放送関係など交付金収入35億3,873万8千円、有価証券の償還234億円、受取利息その他の入金265億627万1千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,146億636万9千円である。
3 出金の部
事業経費5,762億3,615万3千円、建設経費790億円、放送債券の償還100億円、放送債券償還積立資産への繰入れ10億円、有価証券の購入300億円、支払利息その他の出金213億1,838万2千円を合わせ出金額は、総額7,175億5,453万5千円である。
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。
(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	117,130,297	155,268,184	120,437,290	147,687,538	—
2 入 受 信 料	219,035,855	133,686,109	223,370,267	138,514,138	714,606,369
3 固定資産売却代金	208,064,721	119,234,551	199,541,556	121,940,532	648,781,360
4 放送債券償還積立資産戻入れ	37,182	124,981	2,651,121	166,716	2,980,000
5 交付金収入	—	—	9,400,000	—	9,400,000
6 有価証券償還	2,614	1,819,518	5,225	1,711,381	3,538,738
7 受取利息その他の入金	3,500,000	8,100,000	6,500,000	5,300,000	23,400,000
8 事業経費	180,897,968	168,517,003	196,120,019	172,019,545	717,554,535
9 放送債券償還	153,947,323	135,268,480	150,953,346	136,067,004	576,236,153
10 放送債券償還積立資産戻入れ	16,585,491	17,322,629	20,322,801	24,769,079	79,000,000
11 放送債券償還積立資産戻入れ	—	—	10,000,000	—	10,000,000
12 有価証券購入	6,000,000	10,000,000	9,500,000	4,500,000	30,000,000
13 支払利息その他の出金	4,365,154	5,925,894	5,343,872	5,683,462	21,318,382
14 期末資金有高	155,268,184	120,437,290	147,687,538	114,182,131	—

日本放送協会平成22年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成22年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
平成22年 2月

総務大臣

日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

平成23年7月に迫ったデジタル放送への完全移行や、放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で、日本放送協会(以下「協会」という。)は、抜本的な経営改革を着実に推進し、国民から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果していくことが求められている。

協会の平成22年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)は、国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する。

このほか、収支予算等の実施に当たっては、特に下記の点について配意すべきである。

記

- 1 国民目線の放送の充実等
 - 放送番組の編集に当たっては、公共放送に対する多様な国民の要望にできるだけ応えるとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。
 - 報道番組については、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道を求める国民の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態発生時における報道体制を充実・強化すること。
 - 放送番組の制作に当たっては、外部制作事業者の能力を積極的に活用して、多様な番組が放送されること。
 - 地域力を高め、成長を図る地方の自立に向けた取組を、公共放送の立場から支援すること。
 - 字幕放送や解説放送といった視聴覚チャレンジド(※)向け放送の拡充に計画的に取り組み、その放送を通じて国民一人一人の情報アクセスの権利が保障されるよう努めること。(※)生まれながらにして又は生まれた後に様々な課題に挑戦する人。
 - 協会の保有する放送番組等については、時代を超えた国民の貴重な財産として、コンテンツの積極的な流通を促す二次利用を進め、特に学校でのＩＣＴを利用した教育を公共放送の立場から引き続き支援すること。
 - NHKオンデマンドサービスについては、利用者の増大等を通じた事業収支の改善に努めること。
 - 国民の安心・安全のため、放送システムの人体への影響や災害時の放送の確保に関する研究を積極的に進めること。

(文部科学省)

2 放送のデジタル化と国際展開

○ デジタル放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、地上テレビジョン放送の中継局整備等の前倒しや、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して、公共放送としての役割を十二分に果たすこと。

○ 地上・B・S・Aログ放送終了に関する情報の一元的・効率的な提供、きめ細かな周知・広報、受信者からの相談対応及び共同受信施設をデジタル化する働きかけなど、国民がデジタル化に速やかに対応できるように取り組むこと。

○ 地上デジタル放送日本方式の国際展開については、その研究に先導的役割を果たしてきた経験を活かし、各国情の採用に向けた働きかけ、採用国に対する技術指導などに一層積極的に取り組むこと。また、イノベーションの創出につながるとともに世界にも貢献する新たな放送技術の研究開発に、一層取り組むこと。

○ 國際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流が進むよう、番組内容の充実と視聴者の拡充に努めること。

3 経営の改革

- 受信料を財源とする公共放送として、質の高い放送・サービスを効率的・効果的な体制で実施するため、業務全般を国民の目線に立って常に見直し、業務の合理化・効率化に努めること。
- 公共放送としての役割や社会的使命を果たすための経営改革に組織を挙げて全力で取り組み、その改革の成果を国民に適切に還元すること。
- 公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立や、コンプライアンス(法令等遵守)を確保するための体制の整備に、子会社等も含めて一層努めること。
- 協会の子会社等については、協会との間の契約の競争化により取引の透明化や経費の削減を進めるとともに、整理・統合計画の具体化を図ること。
- 国民に対する説明責任を全うする観点から、協会や子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。
- 自ら排出するCO₂や事業系廃棄物の削減など、環境経営の推進に積極的に取り組むこと。

4 受信料

- 受信料の公平負担の徹底等
- 受信料については、未収対策業務の強化等の各種施策を強力に推進し、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組むこと。
- 契約受納業務の一層の効率化により契約受納関係経費の削減に努めること。
- 視聴者行動の変化や技術革新の動向等を踏まえて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方についての検討に当たっては、広く国民の意見を聞きながら進めるこ。

審査報告書

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書添えて報告する。
平成二十二年三月三十日

参議院議長 江田 五月殿 文教科学委員長 水落 敏栄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるとしているものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十二年度一般会計予算(文部科学省所管)に三千九百三十三億円が計上されている。

学校等就学支援金の支給に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十二年三月十六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

三 特別支援学校の高等部

(小字及び一は衆議院修正)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(第三条)

第三章 高等学校等就学支援金の支給(第四条)

第四章 雜則(第十六条～第二十条)

第五章 第十五条

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるとしているものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十二年度一般会計予算(文部科学省所管)に三千九百三十三億円が計上されている。

学校等就学支援金の支給に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十二年三月十六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。)

二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。)

学校等就学支援金の支給に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十二年三月十六日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

六 公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

七 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう。

八 第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(定義)

第一条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

二 前号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

三 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等に在学していた月を一日(その初日における私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

四 第三条 学校教育法第六条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

五 第五条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する私立

高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等

学校等の課程に在学するときは、その選択した一の私立高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知

ころにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

六 第三条 高等学校等就学支援金の支給(受給資格)

七 第四条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対するし、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいづれか一の私立高等学校等の課程)における就学について支給する。

八 第五条 第二項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

九 第六条 前号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

十 第七条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十一 第八条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十二 第九条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十三 第十条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十四 第十一条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十五 第十二条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十六 第十三条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十七 第十四条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十八 第十五条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

十九 第十六条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

二十 第十七条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

二十一 第十八条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

二十二 第十九条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

二十三 第二十条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

二十四 第二十一条 前項第二号の期間は、その初日において私立高等学校等である高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一日を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

(号)外

事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(就学支援金の額)

第六条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る私立高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が年額その他月額以外の方を単位として支給されるものとして支給対象高等学校等の授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合には、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいふ。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。)を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める私立高等学校等である受給権者であつて、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいふ。)その他の受給権者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下この項及び第十七条第一項において「保護者等」とい

う。)の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第二項の支給限度額は、公立高等学校基礎授業料月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 「定める額」に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第六条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第七条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(就学支援金の支給の停止等)

第八条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(代理受領等)

第九条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めることにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

(就学支援金の支給の停止等)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払すべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における

等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなつた日を申請日とみなしして、前項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

全部又は一部を徴収することができる。

第五条 等学校等の設置者に到達したときをいう。(不正利得の徴収)

第六条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第七条 第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第八条 第十三条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(受給権の保護)

第九条 第十四条 国の設置する私立高等学校等における就学支援金に係る第五条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第五条中「設置者を」とあるのは「長官」と、「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)とあるのは「文部科学大臣」と、第七条第一項中「都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育

官報(号外)

平成二十二年三月三十一日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

森 ゆうこ君	篠瀬 進君	柳田 稔君	吉川 沙織君	山根 隆治君	米長 晴信君	愛知 治郎君	浅野 勝人君	有村 治子君	石井みどり君	磯崎 陽輔君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	川口 順子君	岸 宏一君	北川イッセイ君	荻原 健司君	加納 時男君	岡田 直樹君	岡田 行	岸 信夫君	河合 常則君	神取 忍君	岡田 康弘君	大江 康弘君	岩城 光英君	石井 広幸君	秋元 司君	蓮 舶君	吉村剛太郎君	横峯 良郎君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森田 高君
--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	------	--------	--------	--------	--------	-------

反対者氏名

○名

牧野たかお君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君	古川 俊治君	舛添 要一君	松下 新平君	松村 龍二君	森田 高君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

日程第三 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	足立 信也君	家西 悟君	石井 一君	犬塚 直史君	植松恵美子君	小川 勝也君	大石 正光君	大久保 勉君	大島九州男君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	大石 尚子君	梅村 聰君	小川 敏夫君	大石 敏夫君	大河原雅子君	大久保潔重君	大塚 耕平君	渡辺 秀央君	木庭健太郎君	風間 魁君	浜田 昌良君	白浜 一良君	浜田 弘友	山口那津男君	魚住裕一郎君	秀央君	西岡 武夫君	内藤 正光君	中村 哲治君	友近 賢朗君	辻 利治君	森木 邦司君	外山 斎君	辻 泰弘君	森木 邦司君	外山 斎君	辻 泰弘君
-------------------------------------------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------

谷 博之君																																	
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

千葉 千葉君																																	
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

三九																																
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

荒井 秋元君	荒井 広幸君	蓮 舶君	蓮 舶君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	森田 高君	森田 高君	室井 邦彦君	室井 邦彦君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	円 より子君	円 より子君	松井 徹君	松井 徹君	牧山ひろえ君	牧山ひろえ君	藤原 良信君	藤原 良信君	藤本 祐司君	藤本 祐司君	前川 清成君	前川 清成君	藤末 健三君	藤末 健三君	平山 幸司君	平山 幸司君	廣田 健二君	廣田 健二君	平山 幸司君	平山 幸司君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	内藤 正光君	内藤 正光君	辻 利治君	辻 利治君	森木 邦司君	森木 邦司君	外山 斎君	外山 斎君	辻 泰弘君	辻 泰弘君
--------	--------	------	------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

有村 浅野君	有村 浅野君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	吉川 沙織君	柳田 隆治君	柳田 隆治君	森田 高君	森田 高君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	松浦 大悟君	松浦 大悟君	増子 輝彦君	増子 輝彦君	舟山 康江君	舟山 康江君	藤原 正司君	藤原 正司君	福山 哲郎君	福山 哲郎君	平山 幸久君	平山 幸久君	中谷 智司君	中谷 智司君	長浜 博行君	長浜 博行君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	白井 真勲君	白井 真勲君	姫井由美子君	姫井由美子君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	土田 博和君	土田 博和君	徳永 久志君	徳永 久志君	森木 邦司君	森木 邦司君	外山 斎君	外山 斎君	辻 泰弘君	辻 泰弘君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

官 報 (号 外)

平成二十二年三月三十一日

參議院會議錄第十三號 投票者氏名

平成二十二年三月三十一日

參議院會議錄第十三號 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十二年三月三十一日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

平成二十二年三月三十一日 参

投票者氏名

四四

官 報 (号 外)

平成二十二年三月三十一日

參議院會議錄第十三號

投票者氏名

び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

反对者氏名

6

藤原 良信君祐司君
前川 清成君
牧山ひろえ君
松井 孝治君
松岡 徹君
水岡 俊一君
室井 邦彦君
森田 高君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
横峯 良郎君
吉村剛太郎君
蓮 航君
伊達 忠一君
魚住裕一郎君
風間 舩君
木庭健太郎君
浜田 昌良君
弘友 和夫君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
井上 哲士君
紙 智子君
大門実紀史君
福島みづほ君
山内 德信君
松田 岩夫君

反対者氏名	愛知	治郎君
岩永	浅野	勝人君
有村	秀久君	治子君
石井みどり君	磯崎	陽輔君
岡田	岩永	浩美君
荻原	尾辻	健司君
加納	岡田	直樹君
時男君	川口	順子君
川口	岸	信夫君
鴻池	小池	正勝君
佐藤	鴻池	祥肇君
塚田	佐藤	信秋君
一郎君	関口	昌一君
中川	鈴木	政二君
西島	中曾根弘文君	一保君
英利君	中山	雅治君
要一君	恭子君	俊治君
林芳正君	南野	知恵子君
舛添	中曾根弘文君	和也君
古川	和也君	哲朗君
松村	和也君	頭正君
溝手	丸山	政司君
矢野	丸山	祥史君

秋元	司君	七五名
荒井	廣幸君	
石井	準一君	
岩城	信也君	
岡田	光英君	
衛藤	晟一君	
大江	康弘君	
河合	常則君	
北川	イッセイ君	
神取	忍君	
小泉	昭男君	
佐藤	昭郎君	
佐藤	正久君	
末松	信介君	
世耕	弘成君	
谷川	秀善君	
鶴保	庸介君	
中川	義雄君	
中村	博彦君	
二之湯	智君	
西田	昌司君	
橋本	聖子君	
藤井	孝男君	
牧野	たかお君	
松下	新平君	
松村	龍三君	
丸川	珠代君	
森	敏景君	
水落	まさこ君	
山内	俊夫君	

平成二十二年三月三十一日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

官報 (号外)

北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月十八日

参議院議長 江田 五月殿 佐藤 正久

北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書

國の防衛を司る防衛大臣の行動は極めて重いものであるが、防衛大臣によるその時々の発言が自衛官の士気を低下させ、また防衛行政にも大きな影響を与えている。

陸上自衛隊第四十四普通科連隊長の日米共同訓練開始式における発言を巡り、本年二月十二日の記者会見において、記者からの「本人は広報を通じて、『首相の発言を、政治家の発言を引用したものではない』というふうに話しているというふうに聞いていますが、大臣の受け止めはその首相の発言を引き合いに出して話をしている」というふうに感じられているということですか」との質問に対し、北澤防衛大臣は、「恐らく、本人もそういう意図的なものは全くなかつたのだろうと思つております」と答えていた。しかし、その翌十三日に長野県長野市で行われた会合では、「一番の指揮官である首相の言葉を揶揄する発言を幹部自衛官がすることは許し難い」、「クーデターにつながる極めて危険な思想だ」と発言したと報道されている。

また本年三月五日の参議院予算委員会において、私は政府に対し、普天間移設問題に関する質問主意書を提出する。

野党の協議機関を設置する意向の有無を問うたが、平野官房長官は「政府の責任においてこれは決めていくべきこと」と答弁した。北澤防衛大臣もその場にいたにも関わらず、同月七日、長野県茅野市の会合で、「自民党は『できなかつたら辞めるのか』ばかりだ。『私たちも協議に乗るから一緒に考えよう』と言うくらいの国士的な思いがある」と批判したと報道されている。

右の点を踏まえ、以下質問をする。

一 北澤防衛大臣は、中央における発言と選挙区における発言に違ひがあるように見受けられるが、その真意は何か。

二 北澤防衛大臣は、普天間移設問題に関して、本年三月五日の参議院予算委員会における与野党の協議機関設置という私の提案をどのように受け止めたのか。

三 北澤防衛大臣は、通常国会会期中であり、また普天間基地移設に関する問題が極めて混迷を深めている中、大臣就任以来現在まで、どれくらいの頻度で選挙区に帰っているのか。選挙区入りの日時、目的、また選挙区入りに際して防衛省職員である秘書官を帯同しているのか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 塙山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書

の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書

参議院議員佐藤正久君提出北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問に対する答弁書

月末までに具体的な移設先を決定する考えである。

本年三月七日の長野県茅野市における御指摘の発言は、我が国の安全保障及び沖縄県民の気持ちを大事にするという観点から、国全体としてこの問題を議論すべきであるという趣旨で述べたものであり、お尋ねの「提案については、まずは、与野党間で御議論いただきべき問題である」と考えていて。

本年二月十二日の記者会見における御指摘の北澤防衛大臣の発言は、国家の意思に基づき行われる政治や外交の役割を否定していると受け取られかねず、また、自衛隊の最高指揮官である鳩山内閣総理大臣の発言を揶揄しているという誤解を招くようなものであり、自衛隊が厳格な文民統制の原則の下にあることを踏まえると、意図的なものでなかつたとしても、幹部自衛官であり、かつ、部隊指揮官でもある者の公の場における発言としてふさわしくないものであつたという趣旨で述べたものである。

また、翌十三日の長野県長野市における御指摘の発言も、自衛隊の最高指揮官である鳩山内閣総理大臣の発言を揶揄しているという誤解を招くようなものであり、幹部自衛官であり、かつ、部隊指揮官でもある者の公の場における発言としてふさわしくないものであつたという趣旨で述べたものである。

したがつて、「中央における発言と選挙区における発言に違ひがある」との御指摘は当たらぬと考へておる。

二について

普天間飛行場の移設問題については、政府として責任を持つて解決すべき事柄であると考えておおり、安全保障上の観点も踏まえ、負担の軽減を願う沖縄県民の気持ちを何よりも大事にしながら、移設先となる地元の理解を求めつつ、米国とも調整をして理解を求めた上で、本年五

官 報 (号外)

第明治二十二年五月二十日
郵便物認可

平成二十二年三月三十一日 參議院會議錄第十三号

發行所
〒108-0045 東京都港区虎ノ門四丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体 二三〇円